

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月10日

【会社名】 第一生命ホールディングス株式会社

【英訳名】 Dai-ichi Life Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 稲垣 精二

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1222(代)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 隅野 俊亮

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1222(代)

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニット IRグループ長 中村 篤史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 80,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年2月12日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び2021年2月25日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2021年3月10日に発行価額の総額及び社債の利率等を決定し、同日買取引受契約を締結しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行社債（短期社債を除く。）

券面総額又は振替社債の総額の欄

発行価額の総額の欄

利率の欄

利払日の欄

利息支払の方法の欄

償還の方法の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

2 社債の引受け及び社債管理の委託

(1) 社債の引受け

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1. 本社債への投資にあたり留意すべき事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

券面総額又は振替社債の総額の欄

(訂正前)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金60,000百万円(注)17
------------------	-----------------

(訂正後)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金80,000百万円
------------------	------------

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額(円)	金60,000百万円(注)17
------------	-----------------

(訂正後)

発行価額の総額(円)	金80,000百万円
------------	------------

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	<p>1. 本社債の利率は、()払込期日((注)20)の翌日(当日を含む。)から2031年3月24日((注)18)(当日を含む。)までは年(未定)% (市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に1.00%を加えた率~同利回りに1.09%を加えた率を仮条件とし、需要状況を勘案したうえで、2021年3月10日から2021年3月17日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)に決定する予定である。)とし、()2031年3月24日((注)18)の翌日(当日を含む。)以降は、各利率改定日(下記に定義する。)に改定され、各改定後利率適用期間(下記に定義する。)について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日(下記に定義する。)における5年国債金利(本「利率」欄第2項に定義する。)に(未定)% (2.00%~2.09%を仮条件とし、条件決定日に決定する予定である。)を加えた値とする。</p> <p>「利率改定日」とは、2031年3月24日((注)18)及びその5年後ごとの応当日をいう。</p> <p style="text-align: right;">< 後略 ></p>
-------	---

(訂正後)

利率(%)	<p>1. 本社債の利率は、()払込期日の翌日(当日を含む。)から2031年3月17日(当日を含む。)までは年1.124%とし、()2031年3月17日の翌日(当日を含む。)以降は、各利率改定日(下記に定義する。)に改定され、各改定後利率適用期間(下記に定義する。)について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日(下記に定義する。)における5年国債金利(本「利率」欄第2項に定義する。)に2.000%を加えた値とする。</p> <p>「利率改定日」とは、2031年3月17日及びその5年後ごとの応当日をいう。</p> <p style="text-align: right;">< 後略 ></p>
-------	--

利払日の欄

(訂正前)

利払日	毎年3月24日及び9月24日(注)19
-----	---------------------

(訂正後)

利払日	毎年3月17日及び9月17日
-----	----------------

利息支払の方法の欄

(訂正前)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 利息支払の方法</p> <p>イ 本社債利息(下記に定義する。)は、払込期日の翌日(当日を含む。)からこれを付し、2021年9月24日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月24日及び9月24日(以下「利払日」という。)にその日までの前半か年分を支払う。(注)19)</p> <p style="text-align: right;">< 後略 ></p>
---------	---

(訂正後)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 利息支払の方法</p> <p>イ 本社債利息(下記に定義する。)は、払込期日の翌日(当日を含む。)からこれを付し、2021年9月17日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月17日及び9月17日(以下「利払日」という。)にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p style="text-align: right;">< 後略 ></p>
---------	---

償還の方法の欄

(訂正前)

償還の方法	<p style="text-align: right;">< 前略 ></p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p style="text-align: right;">< 中略 ></p> <p>(2) 当社は、以下の場合において本社債を償還することができる。</p> <p>イ 発行会社の選択による償還</p> <p>当社は、その選択により、2031年3月24日((注)18)及びその5年後ごとの応当日(本イにおいて「任意償還日」という。疑義を避けるために付言すると、任意償還日は利率改定日と同日となる。)に、償還要件(下記に定義する。)を充足したうえで、本社債権者に対し任意償還日より30日以上60日以内の事前の通知(償還要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とする。)を行うことにより、任意償還日時点で残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還することができる。</p> <p>「償還要件」とは、()当該償還を行った後において当社が十分な連結ソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は()当社が当該償還額以上の額の資本金等(保険業法第130条第1号に掲げるもの及び同法第271条の28の2第1号に掲げるもの又はその時点において適用のある規制における同等のものをいう。)の調達(株式の発行及び劣後債務による資金調達を含む。)を行うことを条件とし、かつ、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限る。)その他その時点において適用のある規制上の要件をいう。</p> <p style="text-align: right;">< 後略 ></p>
-------	---

(訂正後)

償還の方法	<p style="text-align: center;">< 前略 ></p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(2) 当社は、以下の場合において本社債を償還することができる。</p> <p>イ 発行会社の選択による償還</p> <p>当社は、その選択により、2031年3月17日及びその5年後ごとの応当日(本イにおいて「任意償還日」という。疑義を避けるために付言すると、任意償還日は利率改定日と同日となる。)に、償還要件(下記に定義する。)を充足したうえで、本社債権者に対し任意償還日より30日以上60日以内の事前の通知(償還要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とする。)を行うことにより、任意償還日時点で残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還することができる。</p> <p>「償還要件」とは、()当該償還を行った後において当社が十分な連結ソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は()当社が当該償還額以上の額の資本金等(保険業法第130条第1号に掲げるもの及び同法第271条の28の2第1号に掲げるもの又はその時点において適用のある規制における同等のものをいう。)の調達(株式の発行及び劣後債務による資金調達を含む。)を行うことを条件とし、かつ、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限る。)その他その時点において適用のある規制上の要件をいう。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p>
-------	---

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	2021年3月17日(注)20
------	-----------------

(訂正後)

申込期間	2021年3月10日
------	------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	2021年3月24日(注)20
------	-----------------

(訂正後)

払込期日	2021年3月17日
------	------------

欄外注記

(訂正前)

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社はJCRからA-の予備格付を2021年2月12日付で取得しており、また、JCRからA-の本格付を条件決定日に取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」にあたらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

< 中略 >

- 17 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、有価証券届出書提出日における見込額であるが、需要状況を勘案した上で増減することがあり、2021年2月26日から2021年3月17日までの間に正式に決定する予定である。したがって、最終的な券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。なお、需要状況その他の要因を勘案した上で、本社債の発行を取り止めることがある。
- 18 当該期日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の10年後の応当日に変更される。
- 19 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6か月毎の応当日に変更される。
- 20 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、条件決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で2021年2月25日から2021年3月17日までを予定しているが、実際の条件の決定については、2021年3月10日から2021年3月17日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「2021年3月10日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「2021年3月17日」となることがある。

(訂正後)

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社はJCRからA-の信用格付を2021年3月10日付で取得している。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」にあたらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

< 後略 >

(注) 17ないし20の全文削除

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定(注1)	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金65銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号		
新生証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計	-	60,000(注2)	-

(注) 1. 引受人の氏名又は名称及びその住所ならびに引受けの条件については上記のとおり内定しているが、各引受人の引受金額については、2021年2月26日から2021年3月17日までの間に決定し、条件決定日に買取引受契約を締結する予定。

2. 引受金額の合計額については、2021年2月26日から2021年3月17日までの間に正式に決定する予定。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	33,600	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金65銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	28,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,800	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	4,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,000	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	800	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	800	
新生証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	800	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	800	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	800	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	800	
計	-	80,000	

(注) 1及び2の全文削除

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
60,000	500	59,500

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
80,000	650	79,350

(注)の全文削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額59,500百万円は、2021年12月末日までに当社連結子会社である第一生命保険株式会社への劣後貸付資金に充当する予定です。なお、当該劣後貸付が実行されなかった場合、また残額が生じる場合には、一般運転資金に充当する予定であります。第一生命保険株式会社は、2021年12月末日までに、当社からの劣後貸付金を劣後負債弁済資金に充当する予定であります。なお、当該劣後負債弁済が実行されなかった場合、また残額が生じる場合には、一般運転資金に充当する予定であります。かかる本社債の発行及び劣後貸付を通じて、当社及び第一生命保険株式会社における規制上の自己資本の充実に資することを目的としております。

(訂正後)

上記差引手取概算額79,350百万円は、2021年12月末日までに当社連結子会社である第一生命保険株式会社への劣後貸付資金に充当する予定です。なお、当該劣後貸付が実行されなかった場合、また残額が生じる場合には、一般運転資金に充当する予定であります。第一生命保険株式会社は、2021年12月末日までに、当社からの劣後貸付金を劣後負債弁済資金に充当する予定であります。なお、当該劣後負債弁済が実行されなかった場合、また残額が生じる場合には、一般運転資金に充当する予定であります。かかる本社債の発行及び劣後貸付を通じて、当社及び第一生命保険株式会社における規制上の自己資本の充実に資することを目的としております。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本社債への投資にあたり留意すべき事項

(訂正前)

< 前略 >

(2) 償還に関するリスク

任意償還について

当社は、償還要件を充足したうえで、2031年3月24日(注)及びいずれかの利率改定日に、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で任意償還することができます。また、資本事由、税制事由又は資本性変更事由が発生し、かつ継続している場合、当社は、償還要件を充足したうえで、任意償還しようとする日までの経過利息を付して、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で任意償還することができます。

かかる任意償還がなされた場合、本社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、その時点で再投資したときに、予定した金利回りを達成できない可能性があります。

< 中略 >

(注) 当該期日については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の10年後の応当日に変更されます。

(訂正後)

< 前略 >

(2) 償還に関するリスク

任意償還について

当社は、償還要件を充足したうえで、2031年3月17日及びいずれかの利率改定日に、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で任意償還することができます。また、資本事由、税制事由又は資本性変更事由が発生し、かつ継続している場合、当社は、償還要件を充足したうえで、任意償還しようとする日までの経過利息を付して、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で任意償還することができます。

かかる任意償還がなされた場合、本社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、その時点で再投資したときに、予定した金利回りを達成できない可能性があります。

< 後略 >

(注)の全文削除